

ご存知ですか？

自動車産業適正取引 ガイドライン

自動車産業適正取引ガイドラインとは

●自動車産業適正取引ガイドラインは

- ①自動車産業の公正な取引を通じた競争力強化
- ②競争法の判断基準の明確化による当事者同士の認識の差の解消
- ③海外における適正取引の推進

を意図して平成19年6月に経済産業省が策定。

●自動車産業が目指すべき5つの調達原則を掲げるとともに、自動車産業において問題視されやすい12の行為類型ごとに、関連法規に関する留意点、望ましい取引慣行、ベストプラクティスを整理。

●社内マニュアルの整備、周知徹底活動の強化、相談窓口機能の拡充によりトラブルの未然防止・再発防止・迅速解決を図り、適正取引を推進。

自動車産業が目指すべき 5つの調達原則

- 第1 開かれた公正・公平な取引の原則
- 第2 調達相手先と一体となった競争力強化の原則
- 第3 調達相手先との共存共栄の原則
- 第4 原価低減活動等における課題・目標の共有と成果シェアの原則
- 第5 相互信頼に基づく双方向コミュニケーションの確保の原則



自動車産業適正取引ガイドラインとは

経済産業省では自動車メーカーへのヒアリング、自動車部品メーカー等へのアンケート調査を踏まえて、自動車産業における問題視されやすい12の行為類型を選定しています。このような行為は、下請法上の問題となる可能性があり、取引の際には十分な注意が必要となります。

また、適正取引を推進するための「望ましい取引慣行」や「具体的なベストプラクティス(好事例)」を取り上げていますので、これらを参考によりよい取引を目指しましょう。

1 補給品の価格決め



量産時よりも発注量が少ない補給品については、量産時と同じ単価では「買ったとき」に該当するおそれがあります。量産に着手する時点から、補給品支給期間に入った場合は、量産時とは異なるという条件を加味して、合理的な製品単価を設定することが望ましいです。



補給段階で改めて見積を依頼し、契約を締結している例

量産が終了した部品は、親事業者から補給部品としての補給年限や年間需要を連絡して補給見積依頼を発行し、下請事業者の見積により、両社で合意した価格で契約を締結している。

2 型保管費用の負担



型の所有者の如何を問わず、量産後の補給品の支給等に備えて、親事業者が下請事業者に対して、長期にわたり使用されない金型の無償保管などを要請すると「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。



金型廃棄の基準を明確にし、適正に廃棄費用を支払っている例

一定期間使用していない金型は廃棄申請を行うという取り決めになっており、親事業者の承認を得てから廃棄費用を受領し、廃棄している。

..... 未来志向型・型管理の適正化に向けた.....

アクションプラン※

～減らす、見直す、仕組みを作る～

Action 1

不要な「型」は廃棄する!

減らす = 管理対象の削減

Action 2

型の保管費用・保管期間については、お互い協議・合意のもと、取り決めを行う!

見直す = 管理対象の管理の適正化

Action 3

型管理について、社内においてルールを明文化する、運用のあり方を今一度見直す!

仕組みをつくる = 管理の自立化

※経済産業省・中小企業庁では、平成29年7月に型管理の適正化に向けたアクションプランをとりまとめ公表。3つの基本方針(型の廃棄、保管料支払い、マニュアル整備等)のもと、事業者が型の管理の適正化を強化していくための具体的な取組を取りまとめています。

3 配送費用の負担

毎日納品してもらって
いたあの部品ね、
1日3回に分けて
くれるかな？



どうしよう、
運送費の上乗せ、
してもらえる
のかな…



親事業者のジャストインタイム生産方式の導入に伴い、多頻度小口配送を行うことで下請事業者の運賃負担が増すことがあります。このような場合に、発着地や納入頻度などを考慮せず、親事業者が一方的に従来と同様の下請代金を要請した場合「買ったたき」に該当するおそれがあります。



配送方法の変更に伴い 新規に費用を見直した例

生産移管により納入場所が変更された場合には、新規の運賃について改めて見積もりを出させ、協議の上で価格に合意している。

4 原材料価格、エネルギーコスト等の価格転嫁

最近、原油価格の
値上がりがあって
我が社も
たいへんだよ



うちもたいへん
なんだけど、
言いだしにくいな



環境保護等の避けられないコスト、原材料やエネルギーコストといった変動するコストが膨らんだにもかかわらず、見直しの機会もなく、親事業者が一方的に従来の価格のままの取引を求めるケースは「買ったたき」に該当するおそれがあります。



原材料の高騰を価格に 適切に反映させた例

昨今の原材料高騰を受け、従来は半年に一度価格会議を行っていたが、現在は一定の範囲以上の変動があった場合には四半期に一度価格提示の機会が持てるよう話し合いの上、変更した。

5 一方的な原価低減率の提示

業界全体が苦しい
時だし、一律5%の
コストダウンを
願いますね



そんな～、
しわ寄せが全部
下請業者に
来るよ…



親事業者が一方的に設定した予算単価など、下請事業者の経営努力の範囲を超えた合理性を欠く低い単価で下請代金の額を定める「買ったたき」や、発注後に下請事業者に責任がないのに一方的に代金を差し引く「代金減額」は共に下請法違反のおそれがあります。



社内で原価低減プロジェクトチームを 設置している例

親事業者の社内に調達、開発、生産技術、品質管理の担当者からなる原価低減のための特別チームを組織し、部品ごとに原価低減の具体的な提案を行っている。また、必要に応じて、下請事業者の生産現場に入り、工程改善活動の指導を行っている。

6 自社努力の適正評価

軽量化した
ことで材料費が
下げられて
よかったね。



そのための
技術革新にどれだけ
コストがかかったと
思ってるんだろう…



値決めが重量に応じて行われる場合などにおいて、同一重量で強度を高めたり、同一強度で軽量化を図るといった高度技術の実現が単価に反映されないと、研究開発意欲を阻害するおそれがあります。

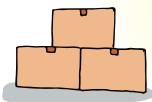


技術・技能レベルに応じた
取引単価（価格）にしている例

重量取引単価では見合わない高度な技術を用いた铸件については、上乗せ価格で取引している。

7 不利な取引条件のおしつけ

XX国製のこの部品と
同じものだから、
同じ単価で頼むね。



品質がぜんぜん
違うのに同じ
単価はないよ～



安価な海外製品を比較に持ち出し、下請事業者に価格改定を一方的に要求するといった行為は「買ったとき」に該当するおそれがあります。



納入先と協議して取引価格を
決定している例

海外での取引価格を引き合いに、取引価格の改定を求められることもあるが、技術力、品質、競争力を考慮して最終的には双方で協議の上、決定している。

8 取引条件の変更

売上見通しが
想定外で、当初
見積もりの価格で
いいから、生産量は
1/3でいいよ。



生産量が下がると、
専用治具のコスト負担が
変わって
きちゃう



製品単価見積りより、少ない発注量となるにもかかわらず、金型などの当該製品固有の設備代金などを考慮した合理的な製品単価の再設定もなく、見積りの単価で発注を行うケースは「買ったとき」に該当するおそれがあります。

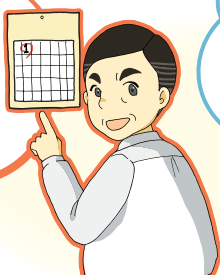


適正な見積額を算出している例

材料費、工数の実績値、生産予定数等を入力すると見積単価が算出できるシステムを導入し、生産予定数量の変動に伴う、製品価格の再見積を迅速に行えるようにしている。

9 受領拒否・検収遅延

今月いっぱい
担当者が不在
なので、月初に
持ってきて
くれるかな？



月末締め
の取引条件だから、
入金が遅く
なっちゃう…



指定された納期に下請事業者が納入しようとしたにもかかわらず、親事業者側の都合で納入を拒否したり(受領拒否)、検収業務に時間がかかるという理由でも、納入日から60日を超えて代金を払うようなことは下請法違反となるおそれがあります。



迅速な検収のためのマニュアル作成、
限度見本の管理を行っている例

迅速な検収を行うとともに、担当者による検収のばらつきをなくすために、社内で検収マニュアルや限度見本を作成するとともに、社内教育を徹底して行っている。さらに限度見本等は汚れや傷により変化が生じないように管理をきちんと行っている。

10

長期手形の交付・有償支給 原材料の早期決済及び在庫保管

今月末払いの
材料代の請求書
出しておくれ。



下請代金が
入るのは翌月だから、
運転資金の調達が
必要だぞ…



手形支払期日を一定に決め、企業の
状況に応じて柔軟に対応している例

企業規模に関係なく手形支払期日を統一。法令遵守の徹底とミスのない支払いを実施している。但し、現金と手形の比率や早期の支払いは企業の資金状況により双方で協議の上、柔軟に対応している。

※「下請代金の支払手段について」(H18.12.14中小企業庁・公正取引委員会)では、手形サイトは120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし将来的には60日以内とするように定められています。

11

金型図面及び技術・ ノウハウ等の流出

製品の設計図面も
提出して
もらいたいのだが



そこまでは価格に
含めていないし、情報の
流出があったら
たいへんだけど
大丈夫かな…



図面の管理を徹底した例

以前は親事業者の要請で図面を一方向的に提出していたが、数年前から経済産業省の金型図面に関する指針に基づき、図面の提出を断ることとした。

12

消費税の転嫁

わかりやすいように、
内税で単価を
決めておこう



消費税がアップした時、
交渉に乗ってくれるか
心配…



税抜き価格での交渉を
徹底している例

取引先からの部品や素材の価格は全て税抜き価格での交渉しか行っていない。

※本紙で取り上げる事例はあくまで例示であり、取り上げている事例が違法であるかどうかは、実際の取引内容に即した十分な情報に基づく慎重な判断が必要となります。

自動車業界に
おける自主行動
計画策定と
フォローアップの
取り組み

平成28年9月、親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引改善を図ること等を目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて」を経済産業省がとりまとめ、平成29年3月以降、自動車業界の各団体が率先して、適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画を策定しました。自動車業界ではサプライチェーン全体への適正取引の浸透に努めるとともに、自主行動計画の遵守状況を定期的にフォローアップし、日本の産業全体の競争力強化に繋がるように取り組んでおります。



自動車ガイドライン改訂のポイント

(平成31年1月改訂)



働き方改革への対応

親事業者は、自らの取引によって、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働などによる長時間労働や割増賃金の未払いなど、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮することが望ましい。

金型代金の支払い

親事業者の製品製造のためだけに使用される当該型・治具が下請事業者のもとに留まる場合には、親事業者は、下請事業者と十分な協議を行った上で、型・治具の代金、その支払方法を決定するものとし、下請事業者が、代金について一括払いを要望したときには、可能な限り速やかに支払うことが望ましい。

災害等への対応

親事業者は、災害等による下請事業者の被害状況を確認しつつ、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないように十分に留意するとともに、被災した下請事業者が、事業活動を再開する場合には、できる限り、その復旧の支援や、従来の取引関係を継続、又は優先的に発注を行うよう配慮することが望ましい。

大企業間取引の支払条件

大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、下請中小企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合には、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し(手形等のサイト短縮や現金払い化等)を進めることが望ましい。

■自動車産業適正取引ガイドラインに関するお問合せ先

経済産業省	自動車課	03-3501-1690
北海道経済産業局	製造産業課	011-709-1784
東北経済産業局	自動車産業室	022-221-4803
関東経済産業局	産業振興課	048-600-0303
中部経済産業局	自動車関連産業室	052-951-2724
近畿経済産業局	製造産業課	06-6966-6022
中国経済産業局	地域経済課	082-224-5760
四国経済産業局	製造産業課	087-811-8520
九州経済産業局	製造産業課	092-482-5445

■消費税転嫁対策に関するお問合せ先

経済産業省 消費税転嫁対策室(所管業種相談窓口)	03-3501-5683
中小企業庁 消費税転嫁対策室	03-3501-1502 03-3501-1503
北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	011-728-4361
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	022-217-0411
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	048-783-3570 048-600-0288
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	052-589-0170
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	06-6966-6038
中国経済産業局 消費税転嫁対策室	082-205-5337
四国経済産業局 消費税転嫁対策室	087-811-8564
九州経済産業局 消費税転嫁対策室	092-482-5590
沖縄総合事務局 経済産業部 消費税転嫁対策室	098-866-0035

■取引上の悩みに関するお問合せ先

下請かけこみ寺

中小企業が抱える取引上のトラブルや消費税の転嫁など、専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

相談無料 全国48か所

秘密厳守 匿名相談可能

お近くの「下請かけこみ寺」は

☎0120-418-618

(受付時間) 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからご利用になれます。

「下請かけこみ寺」の詳細や、メール・webによる相談申込は

下請かけこみ寺

🔍 検索

このリーフレットは、経済産業省が策定した「自動車産業適正取引ガイドライン(平成31年1月改訂)」をもとに作成いたしました。詳しくは、インターネットで「自動車 ガイドライン」を検索して、内容をご確認下さい。

自動車 ガイドライン 🔍

■一般社団法人 日本自動車工業会

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館
<http://www.jama.or.jp>

■一般社団法人 日本自動車部品工業会

〒108-0074 東京都港区高輪1-16-15自動車部品会館5階
<http://www.japia.or.jp>